

写真著作権の法的保護の歩み

大家重夫 (久留米大学名誉教授)

2018 年 12 月 30 日、著作権の保護期間が 50 年から 70 年に延長されましたが、日本の著作権に関する法律は明治 9 年の「写真条例」から始まりました。当時から「肖像権」という言葉はありませんでしたが、写真家と被写体との関係は常に大きな関心ごとだったようです。今回の著作権研究は法律家の大家重夫先生に日本の著作権法の変遷について振り返っていただくとともに、明治期における肖像にかかわる権利の解釈について解説していただきました。大家先生は写真家が積極的に肖像権について発言しないと「街の写真から人が消えてしまう」と警告しています。

(著作権委員会)

● 1. 松崎晋二の功績 — 明治 9 年写真条例

写真が日本で普及し始めたのは、明治初期である。

明治政府は、明治 7 年 5 月、「台湾出兵」を行い、松崎晋二(1850～?)が、従軍写真師として同行、同じく従軍記者として同行した東京日日新聞記者の岸田吟香(1833～1905 岸田劉生の父)と親しくなった。

松崎は、マラリヤにかかりながら、台湾の岩山、山水風物、少女の写真、戦争の状況を撮影した。翌明治 8 年、内務省の小笠原諸島調査にも同行し、住民、動物、自然を撮影した。

写真は、契約した政府へ、それぞれ所定の枚数を納入し、写真師の松崎は、台湾、小笠原の写真を複製し、銀座境界で販売した。暫くすると、同業者が、松崎の写真を無断複製し、販売し始めた。

松崎は、岸田吟香の助けを借りながら、政府へ、「著作権」保護の運動をし、写真の無断複製禁止の法律を実現する。政府には、台湾出兵、小笠原諸島調査で、知り合った役人が多い。明治 2 年出版条例に「図書肖像戯作等」とあり、肖像写真は保護されていると解する余地もあったが、政府は、松崎の要望をかなえ、立法した。

明治 9 年 6 月 17 日 太政官布告第 90 号の「写真条例」である。7 条からなる。

「第 1 条 凡ソ人物山水其他ノ諸物象ヲ写シテ専売ヲ願ヒ出ル者ハ 5 年間専売ノ権ヲ与フヘシ之ヲ写真版權ト称ス但之ヲ願ハサル者ハ別段届出ルニ及ハス」

写真版權の保護期間は、「登録後 5 年」である。

第 2 条 版權ヲ得タル写真ニハ必ス毎葉写主ノ標号及ビ定価並ニ版權免許ノ年月ヲ記載スヘシ

第 3 条 版權ヲ得タル者ハ写真 1 版ニ付 3 葉ヲ納メ仍ホ免許料トシテ 1 版ニ付拾貳葉ノ定 価ヲ納ムヘシ之ヲ納メサル前ニ発売スルヲ許サス」以下省略。(以上、森田峰子「中橋和泉町松崎晋二写真場」朝日新聞社・2002 年、に拠る)

日本は、明治 9 年(1876 年)に、「写真条例」を作ったが、同じ、明治 9 年、ドイツが「不法の複製に対する写真の保護に関する法律」(1876 年 1 月 10 日)と「美術的著作物の著作権に関する法律」(1886 年 1 月 9 日)を公布した。日本は進んでいた。

● 2. 写真版權条例 (明治 20 年 12 月 28 日、勅令 第 79 号)

明治 18 年 12 月、太政官制度から内閣制度に変わった。第一次伊藤博文内閣は、明治 20 年 12 月 28 日、新聞紙条例(勅令第 75 号)出版条例(勅令第 76 号)、版權条例(勅令第 77 号)、脚本楽譜条例(勅令第 78 号)、写真版權条例(勅令第 79 号)を公布した。いずれの条例も内務省が作成した。清浦奎吾局長(のち首相)、末松謙澄局長(のち内相)が関与した。この写真版權条例は、末松謙澄が立案したと推定する。末松謙澄は、福岡県行橋市出身、明治 23 年、第 1 回の総選挙に出馬し、当選し、議員提案者として版權条例を版權法に変えさせた(なお、末松は伊藤博文の娘婿である)。

写真版權条例は、写真を「凡ソ光線ト藥品トノ作用ニヨリ人物器物景色其他物象ノ真形ヲ写シタルモノヲ云ヒ」と定義し、写真版權を「写真ヲ発行シテ其ノ利益ヲ専有スルノ権」と定義した(第 1 条)。

写真版權の保護期間は、免許後 5 年から「登録ノ月ヨリ 10 年」となった(第 6 条)。

「第 2 条 写真版權ハ写真師ニ属シ写真師死亡後ニ在テハ其相続者ニ属スルモノトス但シ他人ノ囑托ニ係ルモノノ写真版權ハ囑托者ニ属シ囑托者死亡後ニ在テハ其相続者ニ属スルモノトス囑托ニ係ル写真ノ種板ニシテ現存スルモノハ版權所有者ニ於テ之ヲ写真師ヨリ受取ルコトヲ得ルモノトス」

写真で撮影することを写真師に依頼して、撮影した場合、本来、撮影した写真師が複製権をもつのが当然で

あるが、この場合、依頼した者が、複製権をもつという条文は、先に述べたドイツの明治9年の「不法の複製に対する写真の保護に関する法律」(1876年1月10日)と「美術的著作物の著作権に関する法律」(1886年1月9日)が規定していたもので、取り入れた。

末松謙澄は、国会議員として、議員提案し、著作権条例にいくつかの条文を加除し、著作権法に格上げさせた。このとき、第12条に2項として「版權登録ヲ得タル文書図画ニ挿入シタル写真ニシテ特ニ其ノ文書図画ノ為ニ写シタルモノハ其ノ文書図画ト共ニ版權ノ保護ヲ受クルモノトス」を加えた。

● 3. 明治32年著作権法

日本は、懸案だった不平等条約改正に成功したが、著作権のベルヌ条約、特許権のパリ条約に加盟しなければならなかった。交換条件である。

東大卒で、内務省へ入り、板垣退助内相、樺山資紀内相の秘書官を務めた水野鍊太郎が、欧州へ約8カ月出張し、著作権法を立案した。1、著作権は、著作により当然発生するという主義をとり、2、版權法、脚本楽譜条例、写真版權条例を廃止し、著作権法に統一し、3、著作物の範囲を拡張し、原則的保護期間を死後30年にした。

この著作権法(明治32年3月4日法律第39号)は、写真のみ保護期間は、10年、写真を発行した年の翌年から起算する、とし(23条1項)、写真版權条例の保護期間をほぼそのまま引き継いだ。水野鍊太郎は、「他人ノ囑托ニ依リ著作シタル写真肖像ノ著作権ハ其ノ囑托者ニ属ス」(25条)と規定し、(写真師に著作権があるとすれば、囑托により撮影した人物の写真をその人の許諾を得ずに随時これを複製し、発売、頒布でき、その結果、囑托者の人権を害する)として、写真版權条例第2条を踏襲した。

水野は、「写真術により適法に美術上の著作物を複製した者は原著作物の著作権と同一の期間内、著作権法の保護を享有する」(23条3項)、版權法12条2項を引き継ぎ「文藝學術の著作物中に挿入した写真で、特にその著作物の為に著作し、又は著作せしめたものであるときは、その著作権は文藝學術の著作物の著作者に属し其の著作権と同一の期間内継続す」(24条)などの規定を置いた。

● 4. 1970年(昭和45年)の著作権法改正

著作権法を改正することになった。

1962年(昭和37年)、著作権制度審議会が設置された。写真界から丹野章(1925 - 2015)が委員として入った。

「著作権法の一部を改正する法律」(昭和42年7月27日法律第87号)は、「第23条1項中10年トアルハ

当分ノ間12年トス」とし、公布の昭和42年7月27日から施行した。審議中に著作権が切れてしまう写真を救うためである。

1970年、著作権制度審議会が審議結果を答申し、著作権法の大改正が行われた。

写真は、著作物として保護され、著作物の例示に列挙された。保護期間は公表後50年である。ただし、法律の施行月日に著作権が消滅している写真には、適用されない。

なお旧法の挿入写真に関する規定、囑托による写真肖像の規定は設けなかった。無断撮影、無断撮影写真の無断公表については、民法不法行為として、肖像権侵害、プライバシー侵害として論ぜられることになった。これらに丹野章の存在が影響していると私は思う。

平成8年(1996年)、著作権法が改正され、写真の保護期間が「公表後50年」から、「死後50年」に変更された。これには日本写真家協会の存在が影響していると思う。

なお、この改正法の施行時に、著作権が消滅しているものは、消滅のままである。

● 5. 「撮る自由」はあるか

昭和30年代は、日本経済の高度成長時代であった。一方、労働者が、デモ行進を行い、警察官や会社側の者が労働者のリーダーの顔を写したり、逆に労働者側が、警察官の顔を撮影した刑事判例が多く出た(大家重夫「肖像権」新日本法規・1979年)。最高裁昭和44年12月24日判決(京都府学連事件)は、警察官が、相手方の意思に反しても写真撮影できる場合を1、現行犯の状況の存在、2、証拠保全の必要性及び緊急性、3、手段の相当性がある場合に限った。この判例は、日本での「肖像権を保護する法」の役割を果たした。

2011年、丹野章は、「社会的情景の一部、あるいは情景そのものとして存在する人の姿を撮影する行為は、「知る自由」の範囲に属するもので、「撮る自由」がある筈である」と『撮る自由』(本の泉社・2009年)で主張した。

写真家が、公開の場では自由に写真撮影をし、公表できるといふ「撮影権」を主張してはいかがだろうか。

大家重夫(おおいえ・しげお)



北九州市出身。京都大学法学部卒業後、文部省に入省し文化庁著作権課著作権調査官、著作権審議会専門委員等を歴任し1988年に退官。久留米大学名誉教授。特定非営利活動法人日本肖像権協会理事。

主な著作：『肖像権』(1979年・新日本法規)、『改訂版ニッポン著作権物語』(1999年・青山社)など多数。